



「マイナンバーカードのセキュリティって大丈夫なの？」

先日実施したLINEアンケート※では、**マイナンバーカードを取得しない理由の第1位は「個人情報の漏えいが心配だから」の75.3%**でした。これを河野大臣はどう思いますか？

マイナンバーカードは大切な情報を守るために、複数のセキュリティ対策がとられています。
こうした不安を解消するために、私たちも丁寧に説明していかねばなりません。

そもそもマイナンバーは人に見られても大丈夫なのですか？

大丈夫です。
マイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用することはできません。
マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人認証することが義務化されています。

マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている大事な情報が流出する可能性はありますか？

そもそもマイナンバーカードのICチップには、税や年金、医療などの大事な個人情報が入っていません。
なので、落としたマイナンバーカードを悪用されて、税や年金、医療などの個人情報が引き出されることはありません。ただし、カードの暗証番号は絶対に他人に教えないでください。

マイナンバーカードから、マイナンバーにひも付けられた自分の個人情報が流出する恐れはないですか？

ありません。
マイナンバー制度は、あなたの情報を1か所で集中管理するシステムではありません。
それぞれの行政庁が、それぞれの業務に必要な情報を分散して管理、運用しています。

※10月14日(金)から16日(日)に実施。約1,500名が回答。

熊本市マイナンバーカードコールセンター ☎096-277-1869

[くらし・手続き](#)

[子育て・教育](#)

[健康・福祉・医療](#)

[人権・文化・スポーツ](#)

[事業者向け](#)

[市政情報](#)

[ホーム](#) ▶ [申請書・届出書](#) ▶ [税金／健康保険／年金](#)

マイナンバーカードの健康保険証との一体化に関するよくある質問について

[2022年11月24日] ID:65630

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関・薬局について

マイナンバーカードの健康保険証機能の利用に対応している医療機関は、厚生労働省ホームページで公開されています。

詳しくは、[マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局について（別ウインドウで開く）](#)内の「マイナンバーカードの健康保険証利用参加医療機関・薬局リスト」をご覧ください。

健康保険証との一体化に関するよくある問い合わせについて（デジタル庁より）

下記のQ&Aは、デジタル庁にて作成・公開が行われておりますので、記載内容に関する問い合わせは[デジタル庁（別ウインドウで開く）](#)までお願いします。

（市役所では当該内容に関するお答えはできかねますので、予めご承知おきください。）

【デジタル庁ホームページ】

[健康保険証との一体化に関する質問について（別ウインドウで開く）](#)



デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。

Q1 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋までに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思いましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A1 マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わらず保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省を中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

Q2 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A2 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等（オンライン資格確認等システム）の設置が進んでおり、2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるということはありません。

Q3 マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A3 紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1～2か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

Q4 マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。

A4 今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。

持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、24時間365日フリーダイヤル（0120-95-0178）で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。

なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。

Q5 マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

A5 大丈夫です。マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。オンラインで利用する時にも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

Q6 マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いです。

A6 マイナンバーカードのICチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。

マイナンバーカードのICチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。

落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっておりますので、ご安心ください。

Q7 マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。

A7 マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。

ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっております。

業務上の必要があって、行政機関間であなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルのあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。



内容は随時、追加して
いきます。



マイナンバーに関するお問い合わせ

0120-95-0178

※ マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- 1 番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード
- 2 番：マイナンバーカードの紛失・盗難
- 3 番：マイナンバー制度・法人番号
- 4 番：マイナポータル
- 5 番：マイナポイント第2弾
- 6 番：公金受取口座登録制度

平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30（※）

※ 1 番・5 番については年末年始を含む平日・土日祝ともに9：30～20：00

別ウインドウで開く

この記事を見ている人は
こんな記事も見えています

▶ [八尾市におけるマイナポイント事業について](#)

ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらとも言えない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

送信

マイナンバーカードの健康保険証との一体化に関するよくある質問についてへの別ルート

[ホーム](#) ▶ [事業者向け](#) ▶ [社会保障・税番号制度（マイナンバー）](#)

[ホーム](#) ▶ [各課の窓口](#) ▶ [行政改革課](#) ▶ [社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）](#)

ページの
先頭へ



〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号（法人番号：8000020272124）

電話：072-991-3881（代表）

開庁日時：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分（祝日・12月29日から1月3日を除く）

▶ [個人情報の取り扱いについて](#) ▶ [バナー広告について](#) ▶ [RSS配信一覧](#) ▶ [サイトの使い方](#) ▶ [ウェブアクセシビリティ方針](#)